

令和7年度 第4回箕面市建築審査会 議事録

日 時：令和8年2月5日（木）午前10時00分から午前11時00分

場 所：箕面市役所本館 2階 特別会議室

出席者：（委員）岩田会長、牧委員、横内委員、嶺倉委員、岡委員※WEB参加
（処分庁）堤副部長、猪口室長、谷川室長補佐、泉谷参事、朽尾
（事務局）佐藤
（傍聴者）0名

案 件：

1. 第1号議案

建築許可の同意について（建築基準法第48条第6項ただし書）
（結果）同意された。

2. 報告

建築許可の報告について（法第43条第2項第2号許可）（2件）
（結果）了承された。

3. その他

事務連絡 次回より委員の報酬額が改定される旨の周知があった。

議事録：（○会長、◆委員、◇市）

1. 第1号議案

建築許可の同意について（建築基準法第48条第6項ただし書）

◆ 箕面市建築基準法第四十八条ただし書の規定に基づく許可基準要綱にある「必要最低限度」の規模について、どのように判断したのか。

◇ 申請者への聞き取りにより、特定メーカーの正規ディーラーとして必要な設備規模であり、箕面市自動車修理工場の立地に関する許可基準要綱の上限（500㎡）の範囲内で最低限必要な規模であると判断した。

◆ 現況図と参照地図の写真で相違があるように見える。

◇ 参照地図はやや古いものであり、現況図が最新の正しい情報である。

◆ 公聴会の周知範囲はどのように判断したのか。

◇ 建物高さの3倍の距離を目安として、その範囲内の住民等に個別説明またはポスティングによる周知を行った。併せて、申請地及び公聴会会場に案内板を設置し、公聴会の開催を広く周知した。その結果、公聴会当日の出席者はなかった。

◆ 議案書の周辺状況について、西側についても記載するべきではないか。

◇ 訂正する。

○ 緑地帯の設置理由については、今回の許可によるものか。

◇ 本計画は開発許可を要する規模のため、都市計画法に基づき公園・緑地設置と、みどりのまちづくり推進条例に基づき、敷地面積の15%以上の緑化が求められているためである。

◆ 設置された緑地帯が将来にわたり適正に管理されるか、市は確認する仕組みを持っているか。

◇ 開発許可や条例に基づく緑化義務であるため、完了検査時だけでなく、維持管理についても丁寧に指導していく。

2. 報告

建築許可の報告について（法第 43 条第 2 項第 2 号許可）（2 件）

◆ 第 2 号（稲 6 丁目）の案件について、地図上の緑色で示された通路部分の立ち並びはどうなっているのか。

◇ 申請地の両側が平成 11 年以前の立ち並びとなっている。

◆ 当該通路はなぜこのように凹凸が激しいのか。

◇ 現地はかなりの高低差があり、スロープ状のカーブを含んだ形状となっている。通路幅員は広い箇所では約 7m、狭い箇所では 3.6m 程度確保されている。

以上